



令和8年4月 秋田県から

「地域医療支援病院」

として承認されました



地域医療支援病院とは

かかりつけ医療機関等との適切な「役割分担と連携」を行い、**地域医療全体の充実を図る**ことを目的とした制度で、定められた要件を満たし、地域医療の中核となる病院が都道府県知事より承認されます。

地域医療支援病院の主な4つの役割



その1

専門的な医療の提供

地域の医療機関からの「紹介患者」に対する専門的な医療の提供

その2

救急医療の提供

24時間体制で「救急医療」を提供



その3

医療機器の共同利用

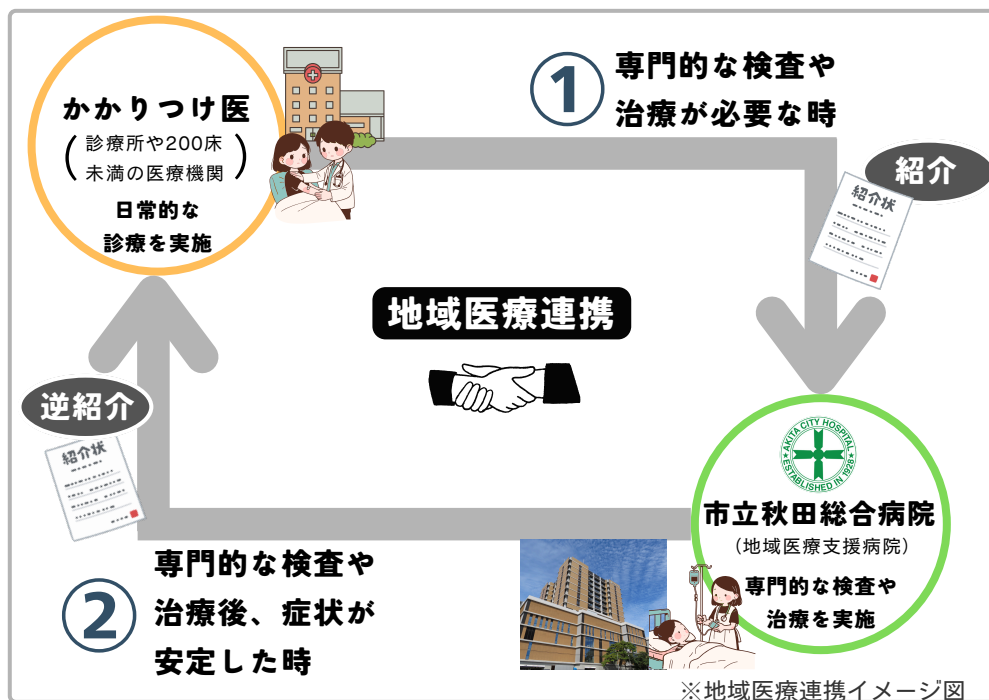
地域の医療機関と医療機器を共同利用することで「地域全体の医療の質向上」に寄与

その4

医療従事者の教育

地域の医療従事者に対する研修会を実施し、「地域の医療従事者のスキル向上」に寄与

医療提供の流れについて



① かかりつけ医→市立秋田総合病院

専門的な治療や検査が必要と判断された場合は、**紹介状を持って受診**いただきますようお願いいたします。

② 市立秋田総合病院→かかりつけ医

当院での急性期治療を終えて、**症状が安定した患者さんは、「かかりつけ医」に紹介**させていただきます。

※紹介状をお持ちでない場合等については、診療料金とは別に「**選定療養費**」がかかります。

選定療養費について

地域医療支援病院承認に伴い、**他の医療機関からの紹介状をお持ちでない方の場合**等について、「選定療養費」として以下のように金額を徴収させていただきます。

区分	医科	歯科
初診時選定療養費 ※1	7,700円(税込)	5,500円(税込)
再診時選定療養費 ※2	3,300円(税込)	2,090円(税込)

※1 初診時選定療養費

※2 再診時選定療養費

かかりつけ医療機関等から紹介状がなく受診する場合
当院から他医療機関に紹介を申し出たにも関わらず、
患者さんの希望により引き続き当院を受診する場合

※他医療機関を一度受診した後に再び当院を受診される場合も対象となります。



詳細はこちらから

市立秋田総合病院
患者サポートセンター
地域医療連携担当

☎ 018-883-4406 (直通)
0570-01-4171 (音声案内「9」)
[開所] 平日 8:30 ~ 17:00 [休日] 土・日曜・祝日